

# 平成28年度事業計画(案)

## 基本方針

### “日本一地域福祉課題が少ない町を目指します”

合併して10年、佐伯市を取り巻く環境や生活スタイルの変化により社協に求められるニーズも変貌してきています。そのような中、山でも海でも市街地でも誰もが安心して、住み慣れた地域で暮らせるよう「様々な地域課題」に取り組んでいきたいと考えています。

そのためには、今まで培ってきたネットワークを更に構築し、行政、民児協、地区社協やボランティア団体等と連携・協働を図り、また当会の支部機能を活用し、地域での生活課題や福祉課題をいち早く察知し、「みんなで支えあうまちづくり」をすすめ「日本一地域福祉課題が少ない町」を目指していきます。

また、東日本大災害以来、我が国においては、災害に対する意識が高まり、その支援の為にボランティア活動や募金活動等が活発化しています。

佐伯市においても近年、様々なボランティア活動等を通して地域の連帯感も高まり、人々の福祉への関心も高まっています。

そのような中、当会では「災害ボランティアネットワーク」を構築し、行政、関係団体、並びに近隣社協等と連携の上「大規模災害に対応していける仕組みづくり」を更に進めていきたいと考えています。

## 1 重点目標

- ① いつでもどこでも気軽に相談できる相談窓口づくりを進めます。
- ② 誰もが安心して暮らせる福祉サービスづくりを進めます。
- ③ お互いが支え合い喜びを感じながら暮らせる地域づくりを進めます。
- ④ ①+②+③を実現するための組織づくりを進めます。

## 2 事業実施計画骨子

### (1) 法人運営(総務)部門

#### 1) 理事会・評議員会等の開催

- ・理事会 (年4回)
- ・評議員会 (年4回)
- ・監事監査 (年5回) 3ヶ月に1回、決算監査1回

## 2) 職員の資質向上への取り組み

地域社会で、必要とされる職員を育てていくため、「職場研修」や「職種別研修」及び日常の職場を離れたところで実施する「職場外研修」等を通じて、職員の自己啓発を図り、「意欲の向上」と「能力開発」を進める。

## 3) 法令遵守の取り組み

極めて高い公共性・公益性をもつ社会福祉法人として、関係法令を遵守するとともに、いち早く関係法令の改正等を察知できるよう県や市の関係各課と連絡を密にとり、社会福祉法人としての責務を果たしていく。

## 4) 社会福祉関係従事者等の顕彰

国、県及び各種大会等において、社会福祉関係に功労のあった方々の表彰具申を積極的に行う。

## 5) 事業計画、予算の立案、執行管理

各種事業の計画、事業予算の立案、執行管理、事業評価を行い、実現可能な事業量の把握とともに、費用対効果を意識した事業展開に努める。

## 6) 職場の環境整備及び雇用、人事・労務管理

職員の健康の保持増進を図るため、「衛生委員会」を毎月開催し、快適な職場環境の形成を目指す。また、雇用の安定も図るため、適切な人事、労務管理等を通じて人材の確保を図る。

## 7) 中期的な財政基盤の確立に向けた取り組み

厳しい財政状況に対応するため、中期的な展望のもと、自主財源の確保と財政収支の均衡を図っていくため、財政改革プランに基づいた取組を着実に進めていく。

- ① 介護保険事業においてその規模に応じた収入の確保に努めるとともに、収入に応じた人員体制で業務の効率化を図る。
- ② 経常経費の節減を図る。(変動人件費の調整及び光熱水費・業務委託費等の節減、一括発注等)
- ③ 既存事業の見直しと業務の平準化、また事業に係る人件費も踏まえ、自主財源に応じた職員配置など事業推進体制の在り方検討を進め、財政収支の均衡に努める。

## (2) 地域福祉活動推進部門

### ☆重点事業

- 1) 地域と共働による地域福祉活動の実践
- 2) 生活困窮者自立相談支援事業の円滑な運営を行う。
- 3) 大規模災害に備えた地域防災関連事業の推進を図る。
- 4) 地域福祉ネットワーク事業の見直しを図る

### <地域福祉事業の具体的な取り組み>

#### 1 地域と共働による地域福祉活動の実践

支部ごとに地域福祉事業担当を配置し、地域のニーズを把握するとともに、全市・圏域ごとに住民や企業と一体となり事業を開発する。又、そのための活動資金を集めるための一つの手法としてファンドレイジングを実施する。

##### (1) 法人後見事業の開始準備

- 検討委員会の設置
- 市民後見人養成研修の実施
- 権利擁護フォーラムの開催

##### (2) ずーっとあんしん安らか事業の検討(仮称)

判断能力はあるが、身寄りがいない方々の在宅生活を継続できるよう、元気なときから最後まで安心して生活が出来るよう支援する仕組みを検討します。

##### (例) ○入退院支援

- 安否確認支援
- 相談支援

##### (3) ひと思い有償サービスの実施に向けての検討

- 簡易的、軽度な作業などのニーズに対して助け合いの仕組みをつくる

##### (4) 企業の協力のもと寄付つき商品の開発

- 法人運営・地域福祉事業に対する寄付しやすい仕組み作りを行う

##### (5) 資源を活用した募金箱の設置

- 古本回収箱の設置

#### 2 地区社協の活動支援

各地区社協の活動に対して支援を行い、地域力の活性化を図るとともに、住民による福祉活動を推進する

##### (1) 地区社協連絡会の開催

- 地区社協会長・事務局長による研修会を開催し、情報の提供や意見交換を行うことにより活動内容の充実を図る

##### (2) 地区社協の事業に対して、人的支援・物的支援や運営費補助等の活動支援を行う

#### 3 ふれあい・いきいきサロン事業の推進(市受託事業)

介護予防の受け皿として身体機能の維持向上を目指したサロンづくりを行い、引きこもり予防など地域福祉活動と連動したサロンの充実を図る

- (1) 既存サロンの実施回数を増すとともに内容の充実を図る
- (2) 体操と運動を取り入れた自主型サロンの推進

- (3) サロン活動のメニューを増やすために、お助け隊や運動推進員の活用を進めるとともに、サロンの実施企画や運営の支援を行う
- 介護予防が効果的に図られるよう、月2回程度開催を目指す
  - 支援員・お助け隊・音楽お助け隊・運動推進員の派遣を行う
  - サロン協力者のスキルアップのための研修会を開催する
    - ・サロン協力者研修会 (2回×2か所で実施)
    - ・支援員・お助け隊研修会 (3回)
  - レク用品の活用
    - ・コミュニケーションマージャンセットの活用
  - ノルディックウォークの普及
- (4) 事業効果の確認
- 体力測定の実施
  - 参加者へのアンケートの実施

#### 4 地域福祉ネットワークの推進

地域における互助関係の脆弱化を補完するために、地区社協、民児協と協働してネットワークを構築し、一人暮らし高齢者の見守りはもちろんのこと、防災や虐待の早期発見、振り込め詐欺の防止など犯罪にも強い地域づくりを推進する

- (1) 福祉推進員制度の継続
- 福祉推進員研修会の実施
- (2) ほのぼのネットワーク事業の見直し
- 地区社協、民児協と協働で一人暮らし高齢者等の見守りを、近隣住民にて行う
  - ほのぼのネットワーク事業の見直しを検討する
- (3) 地域性を生かした見守り体制を継続
- 地域性を生かした既存の見守り体制の継続支援を行う
  - 社協ふれあい配食サービス事業による見守り
- (4) 緊急情報キット事業の継続、更新
- 民児協との協働で、緊急連絡先等の情報をプラスチック容器に入れて冷蔵庫に保管をしておき、救急時に備える「緊急情報キット事業」を継続する
  - 配備している「緊急情報キット」の情報の更新
  - 緊急情報キット連絡会の開催(年1回)
- (5) 災害時要援護者等の情報を収集し「地域福祉支援システム」に、その情報を蓄積し、活用する
- 民児協の実施する「災害時要援護者支援マップ」更新への協力を行う
  - 行政が実施する「佐伯市災害時要援護者避難支援プラン」への協力を行う
- (6) 振り込め詐欺の防止
- 防犯シールの配付

#### 5 大規模災害における対応の仕組みづくり

- (1) 災害ボランティアセンター設置・運営訓練の実施とマニュアルの検証
- ・佐伯市防災訓練での災害ボランティアセンターの設置・運営訓練
  - ・マニュアルの検証
- (2) 災害時における職員の連絡体制の整備
- ・職員初動マニュアルの見直し
  - ・職員の連絡体制の整備に向けて、携帯メールを活用した連絡システムの構築

- (3) 地域防災講座の開催および支援を行う
  - 地域や団体の要請により、小地域での防災講習会を開催するときの、講師の派遣や避難所運営講座を実施する
- (4) 防災教育プログラムの実施
  - 小中高校生を対象とした防災教育プログラム事業を実施し、防災意識の啓発を図る
- (5) 災害ボランティアネットワーク協議会の開催(年4回)
  - 大規模災害時の役割を確認するとともに、災害ボランティアセンター設置に関する検討を行う
  - 行政・災害ボランティアネットワーク協議会・地域が一体となった防災訓練の検討を行う
- (6) 近隣市町村社協との災害相互支援協定に基づく訓練を実施する
  - 宮崎県延岡市社協及び県内各社協との協定に基づき訓練を実施する
- (7) 支援のための資機材の確保及び備蓄倉庫の検討
- (8) 職員による防災士資格の取得(数名)

## 6 子育て支援の強化

3つの児童館を拠点とした子育て支援事業と、子育てサロンを積極的に支援する

- (1) 子育てサロン事業
  - 新規サロンの開設
  - 活動費の助成
  - おもちゃの貸出
  - 子育てサロン交流会の実施(年1回)
  - 参加者向けアンケートの実施
- (2) 児童館の運営(佐伯児童館、上浦児童館、蒲江児童館)
  - 佐伯・上浦・蒲江児童館を拠点として、指定管理における提案した事業を計画的に遂行すると共に、子育て支援の拠点として地域福祉活動と連携しながら、安全な児童館運営を目指す
- (3) 社協ちびっこフェスティバルの開催
  - 子どもたちが遊びを通して福祉を学ぶことを目的に開催する
- (4) 放課後児童クラブの運営(上浦・蒲江)
- (5) 子育て支援事業の運営(上浦)
- (6) 民児協が実施する「おめでとう訪問事業」の支援(3か月・1歳の2回訪問)

## 7 ボランティア活動の啓発や活動の支援を行う

- (1) ボランティアセンターの運営
  - ボランティアコーディネーターの配置
  - ボランティアグループの活動支援・推進基盤の整備
    - ・ボランティアグループ等への情報提供
    - ・グループリーダーの養成・研修・学習の支援
    - ・学校や企業が行なうボランティア活動の支援
    - ・広報紙の発行(年2回)
    - ・ボランティア手帳の活用
  - ボランティア活動の体験プログラム等の開発・実践
    - ・ボランティア活動の実態調査・研究
    - ・他の機関との情報交換・交流

- (2) ボランティア連絡協議会への支援
  - ボランティア団体交流会の開催
  - ボランティア連絡協議会の事務支援
- (3) 大分県ボランティア・NPO推進大会への参加
  - 大会を通してボランティア・市民活動の啓発を行う
- (4) 福祉体験プログラム事業の実施
  - 学校や企業、地区社協等での福祉体験事業を実施し、福祉の心の醸成とボランティア意識の啓発を図る
  - 教育委員会の校区コーディネーターとの連携を図る
- (5) 夏のボランティア体験事業の実施
  - 夏休み期間に、小中高校生を対象に福祉施設等でのボランティア活動を紹介、幹旋する
- (6) NPO・企業ボランティア団体との協働
- (7) ボランティアポイント制度の実施
  - 支えあいシステム構築のためのボランティアポイント制度の活用を図る

## 8 日常生活自立支援事業の推進(受託事業)

軽度の認知症高齢者等の福祉サービスの利用援助や金銭管理等の援助を行い、在宅生活が継続出来るように支援を行う。

- (1) 支援員研修の実施
  - 生活支援員養成研修の実施
  - 生活支援員研修会への参加
- (2) 関係機関との連携の促進

## 9 相談援助サービスの提供

- (1) 相談事業
  - 総合相談事業
    - ・職員による面談・電話相談の実施(随時対応)
  - 地域包括支援センターブランチ事業(受託事業)
    - ・佐伯市地域包括支援センターの出先機関として8ブランチを受託し、高齢者を対象に福祉問題の相談を受け、サービスの利用援助や問題解決のため各種相談機関と連携をとりながら活動する
    - ・ブランチ会議の開催(年4回)
  - 弁護士による無料法律相談会
    - ・佐伯会場(年15回)
  - 民生児童委員による心配ごと相談会
    - ・佐伯会場(年12回)、蒲江会場(年間6回)
- (2) 資金貸付事業
  - 生活福祉資金貸付事業
    - ・県社協の資金貸付事業の貸付相談、申し込みの援助や償還指導を行う
  - 小口資金貸付事業
    - ・一口5万円を限度とする小口資金の貸付を行う
- (3) 愛のひとしづく事業
  - 相談援助過程において、緊急的に生活支援が必要な生活困窮者に一時的に生活物資を提供し、生活困窮者の自立支援を図る

10 佐伯市生活困窮者自立相談支援事業(事業所の名称:佐伯市くらしサポートセンター「きずな」)の推進(受託事業)

生活に困っている方(生活困窮者)が生活保護に陥らないように、その前の段階で早期に自立ができるよう、専門性を有する支援員が相談に応じ、関係機関と連携をとりながら支援する

- (1) 主任相談員・相談支援員・就労支援員の配置
- (2) アウトリーチによる積極的支援
- (3) 支援調整会議・自立支援調整会議の開催
- (4) 無料職業紹介所の開設(新規)
- (5) ほっとカフェの開催(月1回)
- (6) 生活困窮者フードバンクの開設(新規)
- (7) 家計相談支援事業との連携強化
- (8) 「人とき」との就労訓練の連携強化
- (9) 社会資源の開拓

11 社協活動の広報啓発の推進

- (1) 社協だよりの発行(年6回)
- (2) ホームページによる情報発信
- (3) 大分県地域福祉推進大会、ボランティア・NPO推進大会等への参加  
○大会への参加を通して、地域福祉活動の啓発を行う
- (4) 地域座談会の開催  
○地域住民を対象に開催し、社協の事業 PR を行う(随時開催)
- (5) イメージキャラクターひとしずくちゃんの着ぐるみによる社協活動の広報を行う
- (6) イベント用品の貸出  
○綿菓子機等イベント用品の貸し出し  
○グラウンドゴルフ等レクリエーション用具の貸し出し

12 共同募金事業の取組

- (1) 赤い羽根募金の取り組み  
○10月1日からの赤い羽根募金では、戸別募金、バッヂ等の資材募金、街頭募金等の取り組みを進める
- (2) 歳末募金の取り組み  
○12月1日から始まる歳末募金では、戸別募金、学校募金、法人募金、職域募金により取り組みを進める  
○公募による事業への助成を行う  
○助成金交付式の開催

13 その他の地域福祉事業

- (1) 団体の運営支援  
○佐伯市民生委員児童委員協議会事務局と佐伯市ボランティア連絡協議会の事務局を担当し、会の円滑な運営を支援する
- (2) 職員研修  
○職員のスキルアップを目的として、外部講師の招聘による研修会の企画や県内外の社協関係者との合同研修に職員を派遣する
- (3) 福祉現場実習生の受け入れ  
○大学等からの依頼により、学生を受け入れ社会福祉士養成のための現場実習を行う

#### (4) 車いすの貸出

#### 14 支部の事業

上浦支部	上浦元気アップ事業
弥生支部	地域の支えあい体験事業(福祉体験、防災講座など)
本匠支部	世代間交流会・認知症講演会の開催「認知症を知り地域で支えよう」
宇目支部	介護予防体操教室この指とまれ・移送サービス事業・お洗濯支援事業・チャイルドシート貸出事業・地域防災研修
直川支部	想いを形にする運動・シニア世代元気事業
鶴見支部	防災対策事業・大島元気モリモリ事業
米水津支部	防災標語の看板作り(地域防災事業)・寄合い座談会(地域懇談会)
蒲江支部	福祉推進員事業【通年】 地域防災力向上事業【通年】
佐伯支部	シニア婚活事業・

#### (3) 在宅福祉サービス部門

平成28年度は、本会の介護事業において新たな出発の年となる。

介護保険サービスにおいては、鶴見支部、本匠支部の高齢者生活福祉センターを除く5支部のデイサービスセンターが、28年度から3年間の指定管理による管理運営を継続することとなった。しかし、27年度中にすべての要支援認定の方が、介護予防を目的とする「介護予防・生活支援総合事業」(総合事業)の利用者に移行した結果、総合事業の利用者の割合が多い本会の通所介護事業や訪問介護事業にとっては経営的に受ける影響が大きく、また通所介護事業所の規模の見直しに伴う介護報酬単価の低設定等により、苦しい運営の中での出発である。

障がい者への事業については、訪問介護員が行うヘルパー事業に加えて共同生活援助事業(グループホームきずな)を開始することになった。利用定員は5名と少ないが、障がい者の施設サービスとして本会としては新たな出発となる。

そのような中であっても、在宅福祉サービス部門は、経営の効率化を図りつつ、創意工夫を凝らし居宅において利用者が自立した生活を営むことができるよう支援していく。

##### 1 介護予防事業への積極的な取り組みを図る。

###### (1) 介護予防・日常生活支援総合事業の実施

市の事業として本格的に実施される介護予防事業を、市と連携しながら積極的に推進していく。

○デイサービス介護予防事業

- ・めじろん事業
- ・元気アップ事業
- ・いきいき支援事業

※昨年度より作業療法士を雇用し、利用者に適した運動指導が効果を上げ、包括支援センターからも好評価を得ているので、引き続き継続していく。

○ホームヘルパー介護予防事業

- ・はつらつ事業（生活機能向上事業）
- ・ミニサポート事業(巡回見守り事業)
- ・サポート事業（生活支援事業）

(2) 居宅介護支援事業

介護予防プランを積極的に受託し社会資源を生かした予防サービスプランを作成する。

(3) 生きがいデイサービスの実施

自立した生活の維持向上を自から積極的に希望する方へ、生きがいデイサービスを提供するとともに、総合事業との組み合わせにより介護予防の効果を増進させる。

(4) 障がい者を対象とした事業の実施

- ホームヘルパーによる居宅介護、同行援護、移動支援事業の実施
- 訪問入浴事業の実施
- 共同生活援助事業(グループホームきずな)の実施

2 サービスの質の向上

介護事業従事職員の資質向上を図るための研修会を開催する。なお、「認知症予防研修」と「人権研修」については職員必須研修とし、全体研修を企画する。

(1) 居宅介護支援事業

- 介護支援専門員全体会の開催(年2回)
- 管理者会議の開催(年2回)
- 内部研修会の開催、各種研修会への参加
- 介護支援専門員更新研修、主任介護支援専門員更新研修への派遣

(2) 訪問介護事業・訪問入浴介護事業

- サービス提供責任者会議の開催(隔月)
- 内部研修会の開催、各種研修会への参加
- ※訪問介護員ごとのスキルアップ目標の設定

(3) 通所介護事業(デイサービス事業)

- デイサービス部会(毎月)
- 内部研修会の開催、各種研修会への参加
- ・作業療法士の指導によるリハビリ研修会

3 介護サービス事業の運営体制の再構築や改善の取り組み

- (1) 運営体制の効率化を図るため、統合や組織再編等を踏まえた検討を行う。
- (2) 経営会議の開催(支部毎で開催)
- (3) 事業所ごとの目標設定
- (4) 介護サービス情報の公表に定められた各種マニュアルの見直しと改善

## 在宅福祉サービス事業所 一覧

### ○佐伯支部

佐伯市社協介護保険サービスセンター「さいき」  
佐伯市社協ヘルパーステーション「さいき」  
グループホームきずな

### ○上浦支部

佐伯市社協デイサービスセンター「上浦ふれあい荘」 <定員:35名>  
佐伯市社協ヘルパーステーション「かみうら」  
佐伯市上浦浅海井生活支援ハウス <定員:11名>  
佐伯市上浦蒲戸生活支援ハウス <定員:6名>  
佐伯市上浦蒲戸デイサービスセンター <休 止 >

### ○弥生支部

佐伯市社協介護保険サービスセンター「まごころ」  
佐伯市社協デイサービスセンター「やよい」 <定員:40名>  
佐伯市社協ヘルパーステーション「やよい」  
佐伯市社協ヘルパーステーション「やよいサテライトほんじょう」  
佐伯市弥生生活支援ハウス A・B <定員:各10名>

### ○本匠支部

佐伯市社協ヘルパーステーション「やよいサテライトほんじょう」(再掲)

### ○宇目支部

佐伯市社協介護保険サービスセンター「うめ」  
佐伯市社協デイサービスセンター「うめ」 <定員:35名>  
佐伯市社協ヘルパーステーション「うめ」  
佐伯市宇目高齢者生活福祉センター(居住部門) <定員:10名>  
認知症対応型デイサービスセンター「うめ」 <休 止 >

### ○直川支部

佐伯市社協デイサービスセンター「なおかわ」 <定員:30名>

### ○鶴見支部

佐伯市社協ヘルパーステーション「あまべ」

### ○米水津支部

佐伯市社協デイサービスセンター「よのうづ」 <定員:18名>  
佐伯市米水津高齢者生活福祉センター(居住部門) <定員:10名>

### ○蒲江支部

佐伯市社協介護保険サービスセンター「かまえ」  
佐伯市社協ヘルパーステーション「かまえ」  
佐伯市社協訪問入浴サービス「かまえ」

#### (4) 施設運営部門(豊寿苑)

##### 豊寿苑の理念

“私たちは、入苑者の方々の『その人らしい生活』を大切にし、  
快適な暮らしができるよう支援します”

##### 1 施設運営方針

入苑者の、安全、安心、快適はもとより、豊寿苑の理念に沿い生活の質をより一層向上させることに努めるとともに、経費の削減に取り組み効率的な経営を目指す。

##### 2 重点取り組み目標

- ① 記録の大切さを再認識し、客観的資料となりうる記録を作成する。ご家族が開示を求めてきたときに、苑内での動きがわかる記載を目標に、記入の仕方の向上に努める。
- ② 感染症予防について、マニュアルに添った予防対策を確実にを行い、苑内での発生・蔓延を防止する。
- ③ 計画的な研修等を行い、職員のスキルアップを目指し、サービスの質の向上に努める。どのようにしたら“気づきを築く”ようになるか研修方法の検討にも努める。
- ④ 待機者の早期入所に繋がる効果的な入所検討委員会の開催に努める。
- ⑤ ユニットケアでは、「家庭的な中で、個別的なケア」を目指し、24時間シートの活用の強化を図り「その人らしい生活」を実感できるように努める。

##### 3 サービスの提供

###### (1) 入苑者本位のサービスを提供する。

- 入苑者の人権を尊重し、その方の気持ちに寄り添うサービス提供を目指す。
- 入苑者やご家族から寄せられたご意見ご要望等には、迅速な対応に努める。  
また、入苑者の変化はその都度ご家族にお伝えし、密な連携に努める。

###### (2) 入苑者へのサービス内容

###### ○季節の行事

盆踊り花火大会 敬老会 秋の大運動会 クリスマス会 餅つき大会  
節分豆まき お雛祭り 苑外散策

###### ○お楽しみ行事

生花教室 誕生会 大正琴 民謡教室 季節の食事・行事食  
食事メニューが選択できる日 おやつバイキング 家族交流会  
フロアー企画行事(買い物ツアー、毎月のゲーム、カラオケ大会等)

###### ○生活支援

移動販売の日 苑内ショッピング 散髪の日 苦情相談会(毎月1回)

###### ○健康管理

嘱託医の回診 健康診断 病院との連携 日々の観察 嗜好調査  
機能訓練(日常生活動作能力の維持 機能回復訓練 発声訓練・嚥下訓練  
回想訓練 作業による訓練 レクリエーション)

## 4 円滑な苑の運営

### (1) 地域社会との調和

○地域住民との交流を大切に、施設行事には家族や地域住民等関係者に参加を呼び掛け『開かれた施設』運営を行う。また、地域の清掃活動等には積極的に参加協力を行う。

### (2) 広報活動

○広報紙「豊寿苑だより」を発行し、苑からの情報発信を行う。

○ホームページを活用し、ショートステイの空き情報や苑内行事等発信する。

### (3) 地域交流活動

○入苑者と地域住民、関係団体との交流を進める。

・施設見学、ボランティア等の受け入れ、幼稚園、児童館との交流

### (4) 地域貢献活動

○施設の機能を生かし、介護実習生や職場体験等希望者の受入を積極的に行い福祉人材の養成を通して社会貢献に取り組む。

・介護実習生等の受け入れ 介護体験教室の開催 施設設備の提供  
入苑者のボランティア活動 施設見学研修の受け入れ

### (5) 防災活動

○災害に備えて、設備の点検、訓練を行う。

・通報・避難訓練(年4回) 消火訓練(年4回)  
連絡網に連絡体制確立訓練(年2回)  
地元消防団との合同訓練の実施(年2回程度)  
・防災設備点検(年2回)

### (6) 職員研修

○職員は、教育研修等の機会を通じて自己の能力開発とスキルアップに取り組む

・研修計画による内部研修 外部研修会への職員の参加  
先進施設へ職員を研修のために派遣する等

### (7) 委員会・会議等

会 議 名	回 数	会 議 名	回 数
主任会議	月2回	企画委員会	月1回
主任班長会議	月1回	介護技術委員会	月1回
感染・褥瘡対策委員会	月1回	拘束ゼロ推進委員会	月1回
地域交流委員会	月1回	ユニット運営推進会議	年6回
リスクマネジメント委員会	月1回	入所検討委員会	年4回
給食検討委員会	年6回	苦情相談委員会	年4回